

「事業承継マッチング支援」ページ (日本公庫ホームページ)のご案内

日本公庫は、「事業承継マッチング支援」ページにおいて、本サービスに関する情報を発信しています。また、同ページ内の「実名掲載の譲渡希望案件」や「探す」ページでは、本サービスをご利用いただいている譲渡希望の方の情報を公開しています(情報公開を希望されない方を除きます)。譲受希望の方は、「実名掲載の譲渡希望案件」や「探す」ページに掲載されている譲渡希望の方の中から、ご自身でマッチングの候補となるお相手を探し、その方の紹介を日本公庫にご依頼いただくことも可能です。



「探す」ページに掲載されている譲渡希望の方のイメージ画像

機能訓練に強みがあるデイサービス

福祉 | 石川県 | 法人 | 掲載ID 00-0-00
掲載開始日: 2024年〇〇月〇〇日

企業情報		希望条件	
業歴	20年~29年	譲渡金額	1,000万円
正社員数	5人~9人	譲渡スキーム	株式譲渡
売上高	5千万円~1億円	主な譲渡対象資産	株式
経常利益	1百万円~3百万円	交渉対象	事業者または継ぐスタッフ
純資産	0~5百万円	その他	従業員の継続雇用を希望
※法人企業のみ			
借入金額	1千万円~5千万円		
※法人企業のみ			

譲渡理由

後継者不在 引継ぎ協力可能。引継ぎ後は引退を希望

事業内容

> 機能訓練に特化した1日型デイサービス
> ベッド上で痛み緩和マッサージや日常生活動作訓練に加えて入浴時の機能訓練も実施
> 職員のサポートのもと平行棒を使った運動や専用マシンを自由に使える環境あり
> 現在の利用者は30名以上

商品・サービスの特徴

> 介護士のほか看護師も在籍。在宅での生活を自立して送るための必要な指導とアドバイスを提供
> リハビリメニューは、バランス訓練や筋力増強運動、機械を使用したリハビリ等、多くのメニューを扱う
> 季節ごとに各種イベントを実施し、利用者からも好評

「事業承継マッチング支援」ページ

日本公庫 事業承継マッチング

検索

こちらの
二次元コードからも
ご覧いただけます。



日本政策金融公庫
国民生活事業

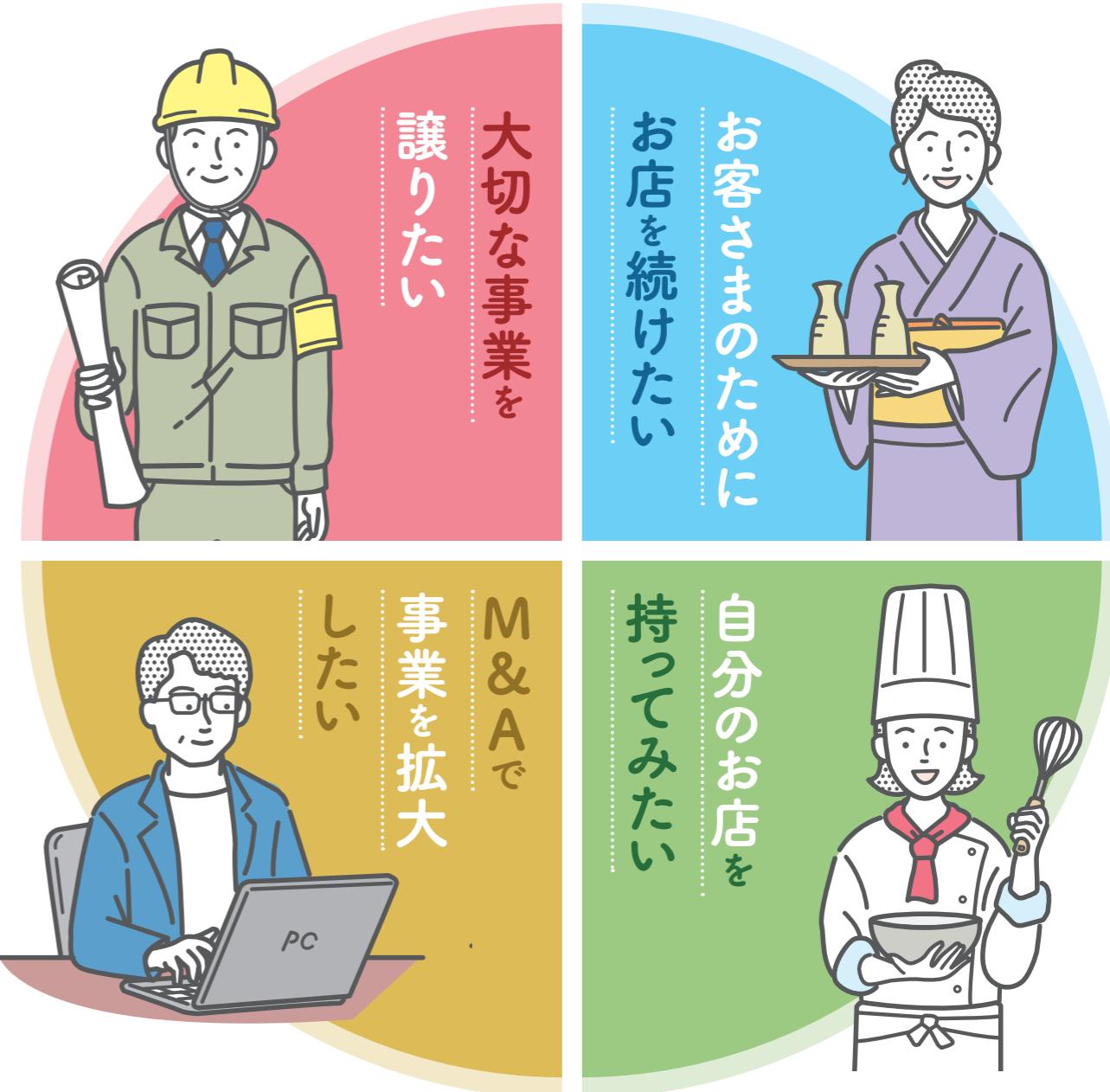


本誌に掲載されているコンテンツの無断転載・転用はお断りします。(2024年4月)



「事業を譲り渡したい」、「事業を譲り受けたい」とお考えの皆さまへ

事業承継マッチング支援のご案内

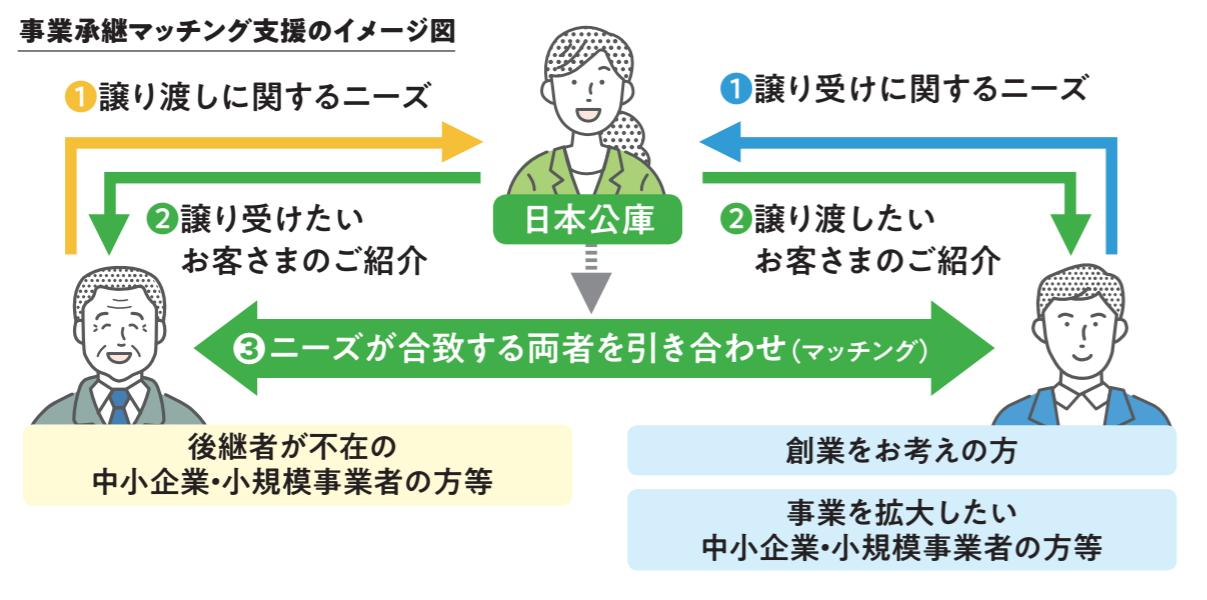


- 事業承継マッチング支援とは 01 ■事業承継マッチング支援のご利用の流れ 03
- 事業承継マッチング支援の5つの特徴 01 ■成約事例のご紹介 05
- 第三者承継のメリット 02 ■事業承継マッチング支援Q&A(よくあるご質問) 06

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

事業承継マッチング支援とは？

後継者がいないことなどを理由に **事業を譲り渡したい** とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて **事業を譲り受けたい** とお考えの方をつなぐ、マッチングサービスです。



事業承継マッチング支援の5つの特徴

1 小規模事業者の方のご利用が中心

日本公庫(国民生活事業)の融資先の約9割は、従業者数9人以下の小規模事業者の方です。本サービスにおいても、小規模事業者の方のご利用が中心になります。

2 事業を受け継いで創業(継ぐスタ)される方も対象

近年、「事業を受け継いでスタートする創業形態」(略称:継ぐスタ)への関心が高まってきています。譲受希望の場合は、事業を営んでいる方(法人企業および個人企業のいずれも対象です。)に加えて、「継ぐスタ」をお考えの方も、本サービスをご利用いただけます。

3 オープンネーム(実名)による後継者探しも実施

「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)には、譲渡希望の方に関する匿名情報(注)に加え、オープンネーム情報(実名)も掲載しています。
(注)個社・個人が特定されない範囲の匿名情報を指します。

4 専門担当者によるサポート

日本公庫の専門担当者が、お客様のご希望を踏まえ、お相手(マッチングの候補)をお探しします。お客様とお相手との希望条件が合致すると考えられる場合、お相手をご紹介します。

5 無料のサービス

譲渡希望・譲受希望いずれの方も、本サービスを無料(注)でご利用いただけます。
(注)本サービスとは別に、弁護士等の専門家の支援を受けられる場合は、当該支援について、お客様に費用負担が生じる可能性があります。

第三者承継のメリット

事業を第三者に譲り渡すこと、事業を第三者から譲り受けることを考えてみませんか？

事業の譲渡・譲受により、さまざまなメリットを得られる可能性があります。

譲渡側のメリット

廃業する場合

設備や在庫の処分、店舗の原状回復等にお金がかかるケースも多い…

※中小企業白書2019によると、約4割の方が廃業にあたり100万円以上の費用がかかっています。

事業を譲り渡す場合

メリット1 譲渡収入の確保

多くのケースで事業の譲渡の対価を得られています！



従業員が職を失うことに…



メリット2 従業員の雇用維持

従業員の雇用維持を条件とすることもできます！



取引先に迷惑をかけるかも…



メリット3 取引先の引継ぎ

取引先を引き継ぐこともできます！

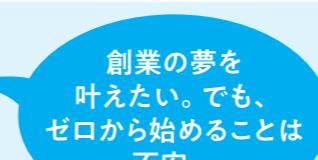


譲受側のメリット

ご利用される方の例



創業をお考えの方



事業を拡大したいがコストは抑えたい…

今の事業とは異なる分野に進出したいが、ノウハウがない…

メリット1 創業時や事業拡大時等のコスト軽減

既存の店舗や機械設備等を受け継ぐ場合、新たに設備投資を行うよりも、コストを抑えられる可能性があります。



メリット2 経営資源の承継

販売先(顧客)や仕入先、地域におけるブランドや培ってきた技術・ノウハウ等の経営資源を受け継ぐことができるため、創業後の経営や事業拡大等を円滑に進められる可能性があります。



事業承継マッチング支援のご利用の流れ

ご相談・お申込

- 本サービスの内容や手続きについては、お電話等により、最寄りの支店まで、お気軽にご相談ください。
- 本サービスをご利用いただく場合は、インターネットまたは郵送での申込手続きが必要になります。詳しくは、「[お申込のご案内](#)」のページをご覧ください。

お相手探し

- ご登録後、日本公庫は、マッチングに関するお客様のご希望を踏まえてお相手(マッチングの候補)を探します。
- 譲渡希望の方は、「事業承継マッチング支援」ページ内に情報を掲載して、お相手を募集することができます。
- 譲受希望の方は、掲載されている譲渡希望の方の中から、ご自身でお相手を探すことができます。
- お相手が見つかった場合、日本公庫がお相手に交渉を希望されるかを確認します。

お相手との面談に向けた検討

- お客様とお相手がともに交渉を希望される場合は、譲受希望の方から譲渡希望の方に秘密保持契約書(注1)を差し入れていただきます。その後、日本公庫が譲渡希望の方の詳しい情報(注2)を提供します。
- 日本公庫が提供した情報をご確認いただいた後、お相手との面談を希望されるかをご検討いただきます。
- お客様とお相手がともに面談を希望される場合は、日本公庫が、お客様とお相手の面談場所・日時等の調整を行います。

(注1)一般に公開されていない情報を入手した者が、入手した情報を無断で第三者に伝えたり、定められた目的以外で利用したりすること等を禁止する契約書です。
(注2)譲渡希望の方の決算書や企業情報を、譲受希望の方に提供することが一般的です。

お相手との面談・交渉

- 事業の譲渡・譲受に向けた交渉等(譲渡希望の方の事業内容・財務内容等の精査、条件交渉等)については、当事者(お客様とお相手)間で行っていただきます。
- 交渉等に関して、専門家の支援をご希望の場合は、日本公庫が「事業承継・引継ぎ支援センター」等を通じて、ご紹介することが可能です。

譲渡契約の締結

- お客様とお相手が、事業の譲渡・譲受について合意された場合、譲渡契約を締結することが一般的です。
- 譲渡契約のお手続きについては、当事者間で行っていただきますが、専門家の支援をご希望の場合は、日本公庫が「事業承継・引継ぎ支援センター」等を通じて、ご紹介することが可能です。

お申込のご案内

ポイント1 | ご利用条件

ご利用いただける方	
事業を営んでいる方	中小企業・小規模事業者の方 <small>(注1)(注2)</small>
事業を営んでいない方	事業を受け継いで創業(継ぐスタ)することを希望されている方

(注1)原則として、日本公庫に事業資金のお借入残高がある方(お借入のご完済日から起算して8年以内に、本サービスの申込登録をされる方を含みます。)を対象としていますが、お借入残高がない方であっても、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、税理士等の中小企業・小規模事業者支援に取り組まれている団体または専門家からのご紹介により、本サービスをご利用いただけます。

(注2)廃業済みの場合はご利用いただけません。また、業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます。

ポイント2 | 申込方法

オンラインまたは郵送により、お申込みください。

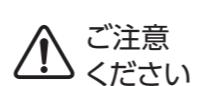
オンライン	<p>「事業承継マッチング支援」ページ 日本公庫 事業承継マッチング 検索</p> <p>こちらの 二次元コードからも ご覧いただけます。</p> 
郵送	<p>支援申込書に必要事項をご記入のうえ、添付書類(ポイント3)とともに、下記の郵送先にご郵送ください(注)。支援申込書は、「事業承継マッチング支援」ページからダウンロードいただけるほか、日本公庫の支店窓口でもお受け取りいただけます。</p> <p>郵送先 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町ファイナンシャルシティノースタワー 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 事業承継支援室 事業承継マッチング支援担当</p> <p>(注)郵送によりお申込みいただく場合は、配達状況を追跡可能な簡易書留やレターパックのご利用をお勧めします。</p>

ポイント3 | 添付書類(注1)

事業を営んで いる方	<input type="checkbox"/> (個人営業の方) 最近1期分の申告決算書の写し <input type="checkbox"/> (法人営業の方) 最近1期分の確定申告書・決算書の写し(勘定科目明細書を含みます) <input type="checkbox"/> 運転免許証またはパスポートの写し <small>(注2)</small> <input type="checkbox"/> 企業案内、商品・製品パンフレット(発行されている場合)
事業を営んで いない方	<input type="checkbox"/> 繙ぐスタ計画書(支援申込書と一緒にあります。オンラインでのお申込の場合は、インターネット申込フォームの必要事項に含まれていますので、添付不要です。) <input type="checkbox"/> 運転免許証またはパスポートの写し <small>(注2)</small>

(注1)中小企業・小規模事業者支援に取り組まれている団体または専門家からのご紹介により、本サービスのご利用を希望される方は、当該団体または当該専門家の紹介状(支援申込書と同じく、「事業承継マッチング支援」ページから様式をダウンロードいただけます。)が必要になります。

(注2)運転免許証は両面、パスポートは顔写真のページおよび現住所等の記載があるページの写しが必要になります。



ご注意
ください

- 郵送先をお間違いないよう、ご注意ください。
- 上記の郵送先は、本サービスのお申込専用です。融資や他のサービスの受付は行っておりません。
- ご提出いただいた支援申込書および添付書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

成約事例のご紹介

事例1

譲渡側 個人A×譲受側 法人B

譲渡側の概要	地域で評判の人気うどん店。経営者は後継者を探していたところ、店舗が入居するビルの建替えが決ったことで、立ち退きを迫られていた。
譲受側の概要	複数の飲食店を運営する企業。事業の多角化のため、ランチタイムに強いジャンルの飲食店の譲り受けを希望していた。
成約後の状況	譲渡側の店舗を移転し、店名は変えずに新装開店。譲渡側の経営者は、移転後の店舗で店長として勤務し、自身の持つ技術を伝えている。



事例2

譲渡側 法人C×譲受側 法人D

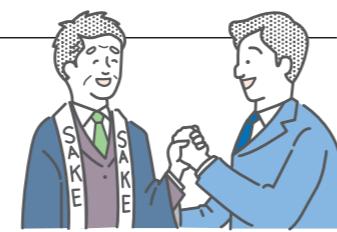
譲渡側の概要	地域で唯一のガソリンスタンド。経営者は体調不良のため、廃業を考えていたが、地域住民から事業の継続を要望されていた。
譲受側の概要	自動車関連の事業も展開するガソリンスタンド。商圈拡大のため、他県のガソリンスタンドの譲り受けを希望していた。
成約後の状況	譲渡側の経営者から経営を引継ぎ後も従業員は雇用継続となり、新事業の宅配サービスを始めるなど、地域になくてはならないガソリンスタンドとして、事業を展開している。



事例3

譲渡側 個人E×譲受側 継ぐスタ希望者F

譲渡側の概要	豊富なワインの品揃えが自慢の酒屋。夫婦二人で経営してきたが、経営者が高齢になり、引退を検討していた。
譲受側の概要	商社でワイン販売に長年従事してきた一般個人。自身もワイン好きであり、ワインに関わる事業での独立を目指していた。
成約後の状況	譲渡側の経営者から経営を引継ぎ後、店舗の内装を変更し、新たな商品の取扱を開始するなど、さらなる事業の成長に取り組んでいる。



※事例1~3は、匿名性を保つために、一部の情報を改変しています。

事業承継マッチング支援Q&A(よくあるご質問)

Q1

マッチングの相手(候補)は必ず紹介してもらえますか。

A

日本公庫は、お客さまとお相手のご希望が合致すると考えられる場合にのみ、お相手を紹介しますので、必ずしもお相手を紹介できるとは限りません。

Q2

マッチングの相手(候補)を紹介してもらうまでに、どれくらいの日数がかかりますか。

A

お客さまの希望条件に合うお相手の登録があれば、すぐに紹介できる可能性もございますが、紹介までに数カ月あるいは年単位の期間を要することもございます。

Q3

日本公庫以外の後継者探しサービスやM&Aサービスと併用できますか。

A

ご利用いただけます。ただし、他社のサービスでは、併用を禁止している場合がありますので、その場合は本サービスを終了させていただく可能性がございます。

Q4

事業の譲渡・譲受に関する交渉や契約手続等を、日本公庫に支援してもらえますか。

A

日本公庫はお相手の紹介や情報の提供のみを行い、仲介行為は行いません。事業の譲渡・譲受に向けた交渉等(双方の事業内容及び財務内容等の精査、条件交渉等)については、当事者(お客さまとお相手)間で行っていただきます。

事業の譲渡・譲受に関する交渉や契約手続等に対する支援が必要な場合は、税理士や弁護士等の専門家にご依頼ください。日本公庫では個別の専門家の紹介は行っておりませんが、ご希望があれば、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を通じて、紹介することが可能です。

Q5

直近の決算では赤字ですが、事業を譲渡するために、本サービスを利用できますか。

A

赤字や債務超過の方でもご利用いただけます。ただし、赤字や債務超過の程度によっては、マッチングのお相手が見つかりにくくなる可能性があることをご承知おきください。

Q6

事業の譲渡を希望する場合、自分の事業の譲渡価格(相場)を教えてもらえますか。

A

「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)で、譲渡価格の算出が可能です。ただし、簡易的に算出された参考値であり、実際の譲渡価格を保証するものではありません。精緻な算出をご希望の場合は、税理士等の専門家にご相談ください。

Q7

本サービスを利用して、事業を譲受することになった場合、事業の譲受に必要な資金を、日本公庫から借入することはできますか。

A

事業の譲受に必要な資金の融資をお申込みいただくことは可能です。ただし、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

Q8

事業の譲受を希望して申込する予定です。

相手の希望や自社の情報は詳細に記入するべきでしょうか。

A

ご記入いただく内容は、マッチング候補先を選定するための情報であるため、可能な限り具体的・詳細にご記入いただかなければ、マッチングの可能性が高くなります。

Q9

「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)において情報公開されている譲渡希望の方との交渉を希望したいのですが、どうすればいいですか。

A

譲渡希望のお申込がお済みでない方は、まずは本サービスにお申込みください。お申込時に交渉希望先をご指定いただくことで、専門担当者がお客さまのご希望をお相手にお伝えします。既にお申込済みの方は、「事業承継マッチング支援」ページ内からお問い合わせください。

なお、事業の譲渡に関するお相手のご希望に合致しない等の理由により、紹介できない場合もございます。

Q10

「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)を見ると、実名掲載されている企業がありますが、実名掲載は必須ですか。

A

必須ではありません。お客さまのご希望に応じて、ノンネーム(匿名)による掲載のほか、オープンネーム(実名)での掲載も可能です。